

委 託 契 約 書

愛媛県農林水産研究所 所長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、次の条項により契約を締結する。

(委託業務の内容)

第1条 甲は、愛媛県農林水産研究所本館空調設備保守点検業務 (以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 委託業務は、別紙仕様書のとおりとする。

3 乙が作業の結果、万一施設の機能に異常を認めたときは、直ちに甲に進言し、甲、乙協議のうえ適切な処理を講ずる。

4 空調設備の使用中に異常が発生したときは、甲は乙に連絡し、乙は速やかに点検等の対応をするものとする。

5 前2項により必要となる修理については、別に契約する。

(委託の期間)

第2条 業務の委託期間は、令和7 (西暦2025) 年4月1日から令和8 (西暦2026) 年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 甲は、乙に対し、委託料として金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円) を支払う。

なお、支払は前期と後期の業務完了確認後に前期分 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)、後期分 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) を支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(代理受領の禁止)

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あ

らかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(完了検査)

第9条 乙は、各期間の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、業務完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第10条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料請求書(様式第2号)により甲に請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払い期限内に委託料を支払うことができないときは、支払い期限の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)によるものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲が定めるものとする。

(業務の完了遅延)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により完了期限までに業務を完了することができなかつたときは、完了期限の翌日から検査に合格する日までの日数に応じ、契約金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、完了の通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があつたとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2

条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第15条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第17条 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第20条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

甲 松山市上難波甲311番地
愛媛県農林水産研究所
所 長 ⑩

乙

⑩